

# 高知県消防学校学生心得

(沿革) 昭和 35 年 10 月 14 日制定  
昭和 57 年 4 月 1 日改正  
平成 5 年 4 月 1 日改正  
平成 7 年 9 月 12 日改正  
平成 9 年 4 月 1 日改正  
平成 13 年 4 月 1 日改正  
平成 22 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 総 則

(学生の本分)

第 1 条 学生は、消防の使命と責務を自覚し、常に積極的な態度をもって、職務上必要な知識、技能の修得に務め、規律を重んじ、体力、気力の練成に励み、団体生活を通じて消防人としての品性と円満な良識を養うよう最大の努力をしなければならない。

(宣 誓)

第 2 条 消防学校に入校を許可された初任教育学生は、入校時に別に定める様式により校長に対して宣誓書を提出すること。

2 現任職員に行う教育訓練の入校者(予定者)は、所属からの入校申込書類と同時に別に定める様式により誓約書を提出すること。

(遵守義務)

第 3 条 学生は、この心得を遵守するほか、校長及び教官の指示に従わなければならない。

(動作の基準)

第 4 条 学校内における動作は、消防訓練礼式の基準に定めるところによるほか、この心得並びに校長及び教官の指示するところによるものとする。

(協 調)

第 5 条 学生は、団体生活の在り方を自覚し、常に他人の立場を尊重し、迷惑となる行為を慎むことはもとより、他人からの忠告を謙虚に受け入れるなど、進んで相互の融和協調に努めなければならない。

## 第 2 章 規 律

(学校生活における規律)

第 6 条 消防には、厳正な規律の保持と、迅速、的確、かつ秩序ある団体行動が要求されるため、学生は学校生活において、この心得を守るほか、共同生活を意義あらしめるため、厳しく自己を律し、良識ある行動に徹しなければならない。

(礼節と品位の保持)

第 7 条 学生は、学校の内外を問わず常に自己の立場を認識して礼節を重んじ、みだしなみを整え、消防人としての品位の保持に努めなければならない。

(服 装)

第 8 条 訓練における服装は、原則として制服とし、各種訓練を行う時は、教官の指示に従い、授業終了時から翌日の起床時までは、消防人として品位のある服装を着用すること。

2 傷病その他の理由で、前項の服装により難しい場合は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

3 帽子及び靴の着用区分は、別に指示のない限り、制服の時は制帽に短靴、活動服の時はアポロキャップに運動靴、運動服の時はアポロキャップに運動靴とする。

4 室内では特別の場合を除き、脱帽し、靴下着用の上履を用いるものとする。

(入 退 室)

第 9 条 学生は、校長室、事務室などに入出入りするときは、ノックをして在室を確認のうえ「〇〇学生、入ります」と呼称し、退室するときは「〇〇学生帰ります」と呼称する。

(禁 止 行 為)

第 10 条 学校内では、次の行為は禁止する。

- (1) 校長の許可を得ないで飲酒すること。
- (2) みだりに放歌、高声を発すること。
- (3) 許された以外の遊戯、娯楽等を行うこと。
- (4) 授業を行う学習室へ携帯電話を持ち込むこと。
- (5) 食堂及び廊下等で下着姿での行動をすること。
- (6) その外、他人に迷惑を与えるような行為をすること。

(禁 煙)

第 11 条 学生は、喫煙について次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 特定屋外喫煙場所のみで喫煙すること。
- (2) 吸ガラは、喫煙者が責任を持って捨てること。

(施設・備品等の保全)

第 12 条 学校の施設、備品及び貸与品はてい重に取り扱い、常に保存手入れに注意するとともに、指定の場所に整頓しなければならない。また、無断使用してはならない。

2 学校の施設及び備品等を破損又は紛失したときは、直ちに教官に届出ること。

3 前項による損害は、その状況により弁償させることがある。

4 学校の施設を利用し、洗車等をしてはならない。

(体 育 館)

第 13 条 体育館の利用（休校日を除く）は、次によること。

- (1) 利用時間：昼食後から 12 時 50 分まで  
夕食後から 21 時 00 分まで
- (2) 履物は専用運動靴とする。

(プ ー ル)

第 14 条 プールの利用（休校日を除く）は、別に定めるプール利用要領による。

利用時間：17 時から 19 時までとする。

(入校許可の取消等)

第 15 条 学生は、次のいずれかに該当する行為のあったときは、入校許可の取消（退学）又は謹慎、訓戒等の処分を受けることがある。

- (1) 正当な理由がなく課業を欠席するなど、故意に学業を怠ったとき。
- (2) 校規を乱し、学校の秩序維持上問題のあったとき。
- (3) その他学生としてふさわしくない行為のあったとき。

### 第 3 章 役員及び日直勤務

(役 員)

第 16 条 共同生活における規律の維持及び教育訓練の円滑な推進を図るため、次の役員を置く。

- (1) 総 代 1 名
- (2) 副総代 1 名又は 2 名
- (3) 室 長 各室 1 名

(役員を選任)

第 17 条 総代、副総代は校長が委嘱し、室長は各室ごとに室員が互選する。

(役員の仕事)

第 18 条 前条に定める役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 総代は、全学生を統轄し、校内における自主的活動の中心となるとともに学校、学生間の連絡にあたる。
- (2) 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があったときはその職務を代行する。
- (3) 室長は、室員を掌握し、総代等を補佐しながら寮室内の規律の維持、清潔、整頓、健康管理等の指導にあたる。

(日直勤務)

第 19 条 校内生活及び課業の円滑な運営を図るため、日直勤務者（2 名）を置く。

- 2 前項の日直勤務には、総代、副総代を除く全学生が輪番であたる。
- 3 日直勤務者の服装は、制服又は活動服とする。

(日直勤務者の仕事)

第 20 条 日直勤務は、課業のない日を除き、8 時 30 分から次の課業日の 8 時 30 分までとし、勤務者は当直教官又は担当教官の監督のもとに次の事項の処理をするものとする。

- (1) 起床、点呼、食事、課業開始、消灯等、日課の報知及び指示事項の伝達。
- (2) 点呼、訓練等、集合時の指揮及び統率。
- (3) 国旗及び校旗の掲揚並びに降納。（次の日の日直勤務者）
- (4) 課業に関する諸準備及び教場の整理整頓。

- (5) 火災、盗難等の予防及び警戒。
- (6) 寮直勤務。(学生への電話、面会等の取次)
- (7) その他教官の指示する事項。

(日誌及び勤務の引継)

第 21 条 日直勤務者は勤務中の状況を所定の日誌（日直日誌）に記録し、勤務終了時（8 時 30 分）に当直教官立会のうえ、次の勤務者に引継がなければならない。

(腕 章)

第 22 条 総代、副総代及び日直勤務者は、別に定める腕章を左上腕部に着用するものとする。

#### 第 4 章 学 習 及 び 日 課

(日 課)

第 23 条 学生の校内における起居生活は、別に定める日課時限表による。

(学 習)

第 24 条 学生は学習について、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに課業を欠席してはならない。
- (2) 疾病その他で課業を欠講（遅刻、早退を含む）するときは、別に定める様式により、校長の許可を受けなければならない。
- (3) 課業開始の指示があったときは、速やかに所定の席又は指示された場所に集合して、教官（講師）の来場を待つものとする。
- (4) 課業の開始時と終了時には、総代又は日直の指揮により、教官（講師）に対し敬礼を行うものとする。
- (5) 課業中は、静しゆく、かつ厳正な態度で礼を失しないよう注意し、教官（講師）の許可がなければ離席してはならない。
- (6) 課業中の質問、応答等は挙手及び起立して行うものとする。
- (7) 教場へは、課業に直接関係のない新聞、雑誌、その他の物品を持ち込んで서는ならない。
- (8) 予習、復習等は、自主的かつ積極的に行うこと。
- (9) 定められた教科目の効果測定は必ず受けなければならない。

#### 第 5 章 寮 生 活

(全 寮 制)

第 25 条 学生は、全員入寮することを原則とする。

(秩序ある生活)

第 26 条 学生は、寮生活も教育訓練の一部であることを理解し、寮生活における規律の維持、環境の保持、健康管理及び協調精神の醸成に積極的に努めなければならない。

2 宿泊研修学生は、学校職員の生活指導に従わなければならない。

### (食 事)

第 27 条 食事は、定められた時間内に食堂において行うものとする。

2 食事時の服装は、原則として制服または活動服とする。

3 食後の食器類は、各人が片付け、教官の許可なく食堂外に持ち出してはならない。

4 疾病等健康上の理由で特別食（かゆ食等）を希望する者は、事前に教官に申し出ること。

5 食事に関する希望や意見等は、学生が直接炊事関係者と交渉することなく、総代を通じて教官に申し出ること。

### (整理整頓)

第 28 条 寝具、衣類その他身のまわりは常に端正にし、寮室内の清潔整頓に努めなければならない。

2 起床の際は寝具を畳んで整頓収納し、起床後は特別の許可のある場合を除き、寝具を使用してはならない。

### (入 浴)

第 29 条 入浴は、定められた時間内に整然と行うとともに、節水及び汚濁の防止に努めなければならない。

### (電気器具等の使用)

第 30 条 私物の電気器具等を使用するときは、あらかじめ申し出て校長の許可を受けなければならない。

### (洗 濯)

第 31 条 洗濯と洗濯物の乾燥はそれぞれ所定の場所で行い、それ以外の場所で行ってはならない。

2 使用した洗濯機等の後始末は確実に行わなければならない。

### (娯 楽 等)

第 32 条 学生は、別に定める自主活動の時間を利用して、卓球、ソフトボール等の体育及び碁、将棋等の娯楽を行うことができる。ただし、それは課業に悪影響を及ぼし、又は他に迷惑を与える程のものであってはならない。

### (消灯・就寝)

第 33 条 消灯は、日直勤務者の放送により一斉に行う。

2 消灯後は、ドアの開閉、歩行音等にも注意し、特に静しゅくにしなければならない。

### (延 灯)

第 34 条 消灯後勉強しようとする学生については、普通教室での延灯が許される。

2 前項の延灯は、希望学生からの申し出に対し、当直教官が 24 時までの時間内で時刻を定めて許可するものとする。

## 第 6 章 保 健 衛 生

### (健 康 管 理)

第 35 条 学生は、環境の変化と自己体質等をよくわきまえ、積極的に健康管理を行い、修学上支障のないよう十分心がけること。

- 2 身体に異常を生じたときは室長、総代等に連絡するとともに、教官に申し出て医師の診療を受けること。
- 3 医師の診療を受けた者は、その結果を教官、室長及び総代に報告すること。
- 4 備え付けの医薬品を使用するときは、教官に申し出て使用すること。

(環境の美化)

第 36 条 学生は、学校生活を明るく美しいものにするため、常に環境の美化に心がけ、日朝点呼後には別に定める区分に従い、各室長の指揮により全員が清掃を行うこと。

- 2 大掃除（最終的な分別作業等）は、教官の指示により適宜日を定めて行うこととする。
- 3 清掃用具は、常に所定の場所に保管しなければならない。
- 4 ゴミ類は、教官の指示に従い指定袋に入れ、可燃物、不燃物、ビン・カン類等に区分して指定の場所へ出すこと。

## 第 7 章 点呼及び非常呼集

(点 呼)

第 37 条 点呼は、日朝点呼及び日夕点呼とし、当直教官（不在の場合は学校教官）が行う。

- 2 日朝点呼は、日直勤務者の指揮により、全員寮棟前（雨天時は雨天訓練場）で行う。服装は、活動服とする。
- 3 日夕点呼は、日直勤務者の指揮により、大教室で行う。服装は、活動服とする。
- 4 点呼に出席できない者は、事前にその理由を日直勤務者及び当直教官又は教官に申し出ること。
- 5 点呼の報告要領は、消防訓練礼式の基準によるほか、別に定める。

(非 常 呼 集)

第 38 条 消防活動の機敏性を養い、教育訓練の効果を高めるため、職員初任教育学生においては、随時非常呼集を行うことがある。

- 2 学生は、非常呼集の発令があったときは、指定の服装をして所定の場所に速やかに集合し、教官の指揮を受けるものとする。

## 第 8 章 外出及び外泊

(一般外出)

第 39 条 外出は、夕食後（17 時 15 分以降）から日夕点呼 10 分前とする。ただし、職員初任教育学生は除く。

(一般外泊)

第 40 条 外泊は、毎週金曜日の放課後から月曜日の 8 時 30 分まで及び祝日の前日の放課後から次の課業日の 8 時 30 分までとする。ただし、外泊をしないで、校内寮室での宿泊を希望するときは、別に定める様式により校長の許可を受けなければならない。

(臨時外出・臨時外泊)

第 41 条 前 2 条に定める以外の外出又は外泊を希望する者は、あらかじめ別に定める様式により、校長の許可を受けなければならない。

2 前項に定める外出及び外泊の許可条件は次のとおりとする。

- (1) 疾病等のため療養するとき。
- (2) 父母妻子等の祭事を行うとき又は父母妻子等が重病で看護を要するとき。
- (3) 前各号のほか、特別の事情があるとき。

(外出・外泊中の行動)

第 42 条 学生は、外出又は外泊中であっても消防人としての自覚と誇りを持って行動し、一般の非難を受ける行為があってはならない。

(帰 校)

第 43 条 外出又は外泊した者は、許可又は定められた時刻までに帰校しなければならない。

2 外出又は外泊中、やむを得ない理由により、前項の時刻までに帰校できない時は、速やかにその旨を電話等で学校に連絡し、かつ、帰校時にその理由等を当直教官又は教官に報告しなければならない。

(長期休暇)

第 44 条 引き続き 6 日を超えて休暇をとるときは、医師の診断書又は理由を証明する書面若しくは所属長の証明書を添えて校長に願い出なければならない。

## 第 9 章 自 治 活 動

(自治活動)

第 45 条 学校生活を有意義なものとするため、次の自治組織を設けることができる。各部に委員長を置く、委員長は部員の中から互選する。

- (1) 厚生部 給食に関する事項、保健衛生、支援教官の水分準備、その他の厚生活動を行う。
- (2) 文化部 自治活動に必要な行事の開催、写真整理、図書貸出し、その他の文化活動を行う。
- (3) 体育部 体育に関する事項及び体育館（筋トレ器具等）の維持保管を行う。
- (4) 管理部 施設、車両管理、その他資機材のメンテナンス等の維持管理を行う。
- (5) 学習部 学習の支援及び自主訓練の計画等、主体性のある学習を行う。
- (6) その他

## 第 10 章 そ の 他

(授業中の電話呼出)

第 46 条 学生に対する授業中の電話呼出は、特別な事情のない限り行わない。

(面 会)

第 47 条 外来者との面会は、教官又は当直教官に届け出て行うものとし、特に承認を受けた場合のほかは外来者を庁舎内に入れてはならない。

## 日 課 時 限 表

日 課	4 月 ~ 10 月	11 月 ~ 3 月
	時 間	時 間
起 床	6 : 3 0	7 : 0 0
日 朝 点 呼	6 : 5 0	7 : 2 0
国 旗 掲 揚	6 : 5 5	7 : 2 5
運 動 ・ 清 掃	7 : 0 0 ~ 7 : 4 0	7 : 3 0 ~ 7 : 5 0
朝 食	7 : 5 0 ~ 8 : 2 0	8 : 0 0 ~ 8 : 2 0
日 直 交 替	8 : 3 0	左 に 同 じ
午 前 課 業	9 : 0 0 ~ 1 1 : 5 0	〃
昼 食 ・ 休 憩	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	〃
午 後 課 業	1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 5 0	〃
国 旗 降 納	1 7 : 0 0	〃
夕 食	1 7 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	〃
入 浴	1 7 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	〃
自 主 活 動	1 7 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0	〃
日 夕 点 呼	2 1 : 5 0	〃
消 灯 ・ 就 寝	2 2 : 0 0	〃